

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成27年8月17日
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director)
- 【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野康造
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野康造
同 大西信治
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ファンド・セレクト -
ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム
(Nomura Fund Select -
World High Dividend Yield Stock Premium)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
米ドルクラス：100億アメリカ合衆国ドル(約1兆2,245億円)を上限とします。
豪ドルクラス：100億オーストラリアドル(約9,393億円)を上限とします。
(注1)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリアドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、平成27年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=122.45円および1豪ドル=93.93円によります。
(注2)本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成27年5月15日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概況 () 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(Global Funds Trust Company)(以下「管理会社」といいます。)により管理されるノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム(Nomura Fund Select - World High Dividend Yield Stock Premium)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2015年6月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	253,929,054	98.09
現金およびその他の資産(負債控除後)		4,941,107	1.91
合計 (純資産総額)		258,870,160 (約31,699百万円)	100.00

(注1) 投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリアドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、平成27年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=122.45円および1豪ドル=93.93円によります。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2015年6月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格			
	米ドル	円	米ドルクラス		豪ドルクラス	
			米ドル	円	豪ドル	円
2014年7月末日	217,168,247	26,592,251,845	11.41	1,397	11.20	1,052
8月末日	222,427,681	27,236,269,538	11.44	1,401	11.22	1,054
9月末日	225,678,306	27,634,308,570	11.22	1,374	11.02	1,035
10月末日	232,083,349	28,418,606,085	11.16	1,367	10.94	1,028
11月末日	244,964,025	29,995,844,861	11.21	1,373	10.99	1,032
12月末日	252,206,123	30,882,639,761	11.13	1,363	10.92	1,026
2015年1月末日	256,915,437	31,459,295,261	11.10	1,359	10.90	1,024
2月末日	266,812,867	32,671,235,564	11.47	1,405	11.25	1,057
3月末日	264,419,179	32,378,128,469	11.41	1,397	11.21	1,053
4月末日	268,833,443	32,918,655,095	11.43	1,400	11.18	1,050
5月末日	267,491,874	32,754,379,971	11.48	1,406	11.25	1,057
6月末日	258,870,160	31,698,651,092	11.07	1,356	10.83	1,017

分配の推移

	1口当たり分配金			
	米ドルクラス		豪ドルクラス	
	米ドル	円	豪ドル	円
2014年7月	0.05	6.12	0.08	7.51
8月	0.05	6.12	0.08	7.51
9月	0.05	6.12	0.08	7.51
10月	0.05	6.12	0.08	7.51
11月	0.05	6.12	0.08	7.51
12月	0.05	6.12	0.08	7.51
2015年1月	0.05	6.12	0.08	7.51
2月	0.05	6.12	0.08	7.51
3月	0.05	6.12	0.08	7.51
4月	0.05	6.12	0.08	7.51
5月	0.05	6.12	0.08	7.51
6月	0.05	6.12	0.08	7.51

設定来累計 (2015年6月末日現在)	1.70	208.17	2.72	255.49
------------------------	------	--------	------	--------

収益率の推移

期間	収益率(注1)	
	米ドルクラス	豪ドルクラス
2014年7月1日～ 2015年6月末日	2.01%	4.99%

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(注2)	
	米ドルクラス	豪ドルクラス
2012年	5.10%	6.20%
2013年	16.10%	18.35%
2014年	3.17%	5.79%
2015年	2.16%	3.57%

(注2) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2015年については6月末日)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(2012年の場合、米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル)

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2015年6月末日現在)



分配の推移

米ドル建て(単位:米ドル、1口当り、課税前)

2015年2月	0.05
2015年3月	0.05
2015年4月	0.05
2015年5月	0.05
2015年6月	0.05
直近1年累計	0.60
設定来累計	1.70

豪ドル建て(単位:豪ドル、1口当り、課税前)

2015年2月	0.08
2015年3月	0.08
2015年4月	0.08
2015年5月	0.08
2015年6月	0.08
直近1年累計	0.96
設定来累計	2.72

収益率の推移 (暦年ベース) ※2012年は7月31日から、2015年は6月末日まで

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2015年6月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2015年6月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドルクラス

販売口数	買戻口数	発行済口数
11,581,266 (11,581,266)	7,060,815 (7,060,815)	17,827,066 (17,827,066)

豪ドルクラス

販売口数	買戻口数	発行済口数
2,452,212 (2,452,212)	1,545,941 (1,545,941)	7,387,442 (7,387,442)

(注) ()の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2015年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=122.45円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ・ファンド・セレクト -
 ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム
 純資産計算書
 2015年5月17日現在
 (米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
純資産価額で評価した投資有価証券 (取得価額: 350,393,924米ドル)	2	261,884,003	32,067,696
銀行預金		8,448,234	1,034,486
為替先渡取引に係る未実現利益	14	1,859,102	227,647
受益証券の発行に係る未収金		783,929	95,992
設立費	2	604	74
資産合計		<u>272,975,872</u>	<u>33,425,896</u>
負債			
当座借越		235,288	28,811
受益証券買戻未払金		842,828	103,204
ブローカーへの未払金		1,799,997	220,410
未払費用	11	594,206	72,761
負債合計		<u>3,472,319</u>	<u>425,185</u>
純資産		<u>269,503,553</u>	<u>33,000,710</u>

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
米ドルクラス受益証券(米ドル建て)	11.46	17,610,436 口	201,873,222
豪ドルクラス受益証券(豪ドル建て)	11.21	7,505,312 口	84,106,838

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクト -
ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム
発行済受益証券口数の変動表
2015年5月17日に終了した期間

米ドルクラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	15,577,415
発行受益証券口数	5,160,871
買戻受益証券口数	(3,127,850)
期末現在発行済受益証券口数	<u>17,610,436</u>

豪ドルクラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	6,673,849
発行受益証券口数	1,251,917
買戻受益証券口数	(420,454)
期末現在発行済受益証券口数	<u>7,505,312</u>

ノムラ・ファンド・セレクト -
ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム
財務書類に対する注記
2015年5月17日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト(以下「トラスト」という。)は、マスター・トラスト・カンパニー(以下「受託会社」という。)とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下「管理会社」という。)により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム(以下「ファンド」という。)は、受託会社と管理会社との間で締結された2012年6月8日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、2021年11月17日または受託会社が投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日(ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。)に償還することが見込まれている。

ファンドの投資目的は、高水準のインカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の着実な成長を図ることである。

ファンドは、主にノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドV - グローバル・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム(以下「マスター・ファンド」という。)の米ドルクラスに投資することにより、その目的の達成を目指す。

ファンドの受益証券は、米ドル受益証券クラス(以下「米ドルクラス受益証券」という。)および豪ドル受益証券クラス(以下「豪ドルクラス受益証券」という。また、米ドルクラス受益証券と総称して「受益証券」という。)の2つのクラスが募集されている。将来、ファンドの受益証券のクラスを追加することができる。

投資顧問会社は、豪ドルについて、ファンドのために以下に詳述する一定の為替取引を行う。

豪ドルクラスの資産は米ドルに転換され、米ドルクラスの資産と合わせて一つのプール(以下「共通ポートフォリオ」という。)において運用される。この共通ポートフォリオは、各クラスの純資産総額に応じて、2つに分けられる。

さらに、豪ドルクラスについては、米ドルに対し豪ドルを購入する為替先渡契約が締結される。為替先渡契約は、通常、豪ドルクラスに帰属する純資産総額(豪ドルクラスのみ)に帰属する為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。

- (e) その他の投資ピークルまたは投資ファンドの受益証券または投資証券は、これらの投資ピークルまたは投資ファンドの管理事務代行会社によって計算され、受託会社の意見において合理的であり、誠実に決定された、入手可能な直近の受益証券または投資証券1口当たり純資産価格で評価される。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2015年5月17日現在の為替レート：

1米ドル = 1.24363 豪ドル

1米ドル = 0.87827 ユーロ

設立費

ファンドの募集に関連する費用(受託会社および管理会社に支払われる当初設立報酬を含む。)は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は3年を超えない期間で償却される。

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡取引によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.35%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6 - 副投資顧問会社報酬

副投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.05%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、会計年度ベースで四半期ごとに投資顧問会社より(投資顧問会社の報酬から)後払いで受領する。

注7 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

保管会社は、ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従い、投資顧問会社から保管会社に対し通知される特定の外国為替取引につき、当該業務に対して保管会社と受託会社の間で合意される報酬を、ファンドの資産から受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注8 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.02%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

管理事務代行会社はまた、監査確認書の発行、中間財務諸表の作成またはルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則以外の会計原則の使用等の、特定の管理事務代行業務の履行につき、当該業務に対して管理事務代行会社と管理会社との間で合意される報酬を、ファンドの資産から受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注9 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.50%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注10 - 買戻手数料

マスター・ファンドから支払われる買戻代金については受益証券の買戻価格の0.30%の金額に相当する買戻手数料(以下「控除買戻手数料」という。)が差し引かれるのに対して、ファンドにより支払われる買戻代金についてはそれに相当する買戻手数料は差し引かれない。このため、控除買戻手数料は、ファンドの残存受益者により負担されることになる。

注11 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	225,338
代行協会員報酬	321,763
管理事務代行報酬	12,871
保管会社報酬	6,438
受託会社報酬および管理会社報酬	12,869
現金支出費	6,431
専門家報酬	8,496
未払費用	<u>594,206</u>

注12 - 分配

管理会社は、分配可能なファンドのインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインを支払原資として、各受益者が保有する米ドルクラスまたは豪ドルクラス受益証券の口数に応じて、投資顧問会社と協議した上で随時分配を行うことができる。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上でファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができる。

管理会社は、毎月15日(以下「分配基準日」という。)時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。分配基準日がファンド営業日ではない場合、分配はその直前のファンド営業日または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行われる。

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われる。

分配は、米ドルクラス受益証券については米ドルで、そして豪ドルクラス受益証券については豪ドルで受益者に支払われ、該当する分配基準日(同日を含む。)から5ファンド営業日以内に支払われる。

2015年5月17日に終了した期間に、ファンドは総額6,607,620米ドルの分配を行った。

注13 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注14 - 為替先渡取引

注1に記載されている豪ドルクラス受益証券について対米ドルの為替変動リスクを低減するために行われた為替先渡取引に関して、2015年5月17日現在で、ファンドが保有している未決済の取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益(損失) (米ドルで表示)
豪ドル	38,803,626	米ドル	30,218,634	2015年5月26日	964,254
豪ドル	38,569,376	米ドル	30,070,923	2015年6月10日	897,812
豪ドル	81,522	米ドル	62,946	2015年5月26日	2,565
豪ドル	154,615	米ドル	122,396	2015年5月26日	1,854
豪ドル	154,741	米ドル	122,396	2015年6月10日	1,852
豪ドル	59,581	米ドル	46,467	2015年5月26日	1,413
豪ドル	59,631	米ドル	46,467	2015年6月10日	1,413
豪ドル	23,556	米ドル	18,311	2015年5月26日	619
豪ドル	24,702	米ドル	19,645	2015年5月26日	206
豪ドル	24,723	米ドル	19,645	2015年6月10日	206
豪ドル	7,250	米ドル	5,661	2015年5月26日	165
豪ドル	11,185	米ドル	8,882	2015年5月26日	106
豪ドル	11,194	米ドル	8,882	2015年6月10日	106
豪ドル	5,714	米ドル	4,494	2015年6月10日	94
豪ドル	5,710	米ドル	4,494	2015年5月26日	94
豪ドル	44,528	米ドル	35,713	2015年5月26日	70
豪ドル	44,564	米ドル	35,713	2015年6月10日	69
豪ドル	1,820	米ドル	1,437	2015年5月26日	26
豪ドル	1,822	米ドル	1,437	2015年6月10日	26
豪ドル	368	米ドル	289	2015年6月10日	6
豪ドル	367	米ドル	289	2015年5月26日	6
豪ドル	216	米ドル	168	2015年5月26日	5
豪ドル	404	米ドル	322	2015年6月10日	2
豪ドル	404	米ドル	322	2015年5月26日	2

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益(損失) (米ドルで表示)
豪ドル	140	米ドル	111	2015年5月26日	1
豪ドル	140	米ドル	111	2015年6月10日	1
豪ドル	120	米ドル	96	2015年6月10日	0
豪ドル	120	米ドル	96	2015年5月26日	0
米ドル	73	豪ドル	91	2015年5月26日	0
米ドル	73	豪ドル	91	2015年6月10日	0
米ドル	5	豪ドル	6	2015年5月26日	0
米ドル	5	豪ドル	6	2015年6月10日	0
米ドル	27	豪ドル	35	2015年6月10日	0
米ドル	27	豪ドル	35	2015年5月26日	0
米ドル	47	豪ドル	60	2015年5月26日	(1)
米ドル	47	豪ドル	60	2015年6月10日	(1)
米ドル	123	豪ドル	154	2015年6月10日	(1)
米ドル	123	豪ドル	154	2015年5月26日	(1)
米ドル	110	豪ドル	140	2015年6月10日	(2)
米ドル	110	豪ドル	140	2015年5月26日	(2)
米ドル	122	豪ドル	157	2015年5月26日	(4)
米ドル	437	豪ドル	552	2015年6月10日	(7)
米ドル	437	豪ドル	552	2015年5月26日	(7)
米ドル	427	豪ドル	550	2015年5月26日	(16)
米ドル	27,231	豪ドル	33,980	2015年6月10日	(52)
米ドル	27,231	豪ドル	33,953	2015年5月26日	(53)
米ドル	17,819	豪ドル	22,424	2015年6月10日	(186)
米ドル	17,819	豪ドル	22,406	2015年5月26日	(187)
米ドル	17,637	豪ドル	22,368	2015年6月10日	(323)
米ドル	17,637	豪ドル	22,349	2015年5月26日	(323)
米ドル	51,910	豪ドル	65,950	2015年5月26日	(1,088)
米ドル	51,910	豪ドル	66,006	2015年6月10日	(1,089)
米ドル	45,898	豪ドル	59,443	2015年5月26日	(1,870)
米ドル	95,882	豪ドル	124,618	2015年5月26日	(4,261)
米ドル	130,165	豪ドル	167,448	2015年5月26日	(4,397)
					1,859,102

金額は四捨五入され、1に満たない金額は0と表示されている。

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・ファンド・セレクト -
 ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム
 投資有価証券明細表
 2015年5月17日現在
 (米ドルで表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産価額	純資産に 占める割合 (%)
ケイマン諸島				
投資信託				
42,171,337	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド V - グローバル・ハイ・ディビデンド・エク イティ・プレミアムの米ドルクラス	350,393,924	261,884,003	97.17
		<u>350,393,924</u>	<u>261,884,003</u>	<u>97.17</u>
	ケイマン諸島合計	<u>350,393,924</u>	<u>261,884,003</u>	<u>97.17</u>
投資有価証券合計		<u>350,393,924</u>	<u>261,884,003</u>	<u>97.17</u>

(1) 数量は、受益証券口数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2015年6月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ(約6,862万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、平成27年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=137.23円)によります。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2015年6月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約675億円です。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	契約型投資信託	26	316,599,157.52 米ドル
		1	39,175,974.74 トルコリラ
		3	31,498,608.55 ユーロ
		14	7,385,402,382 円
		20	162,870,321.73 豪ドル

(3) その他

本書提出前6か月以内において管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2015年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝137.23円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2015年3月31日現在

(単位:ユーロ)

	注記	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融固定資産					
関連会社株式	5	600,000	82,338	600,000	82,338
長期保有目的有価証券およびその他の金融商品	5	3,296	452	6,693	918
		<u>603,296</u>	<u>82,790</u>	<u>606,693</u>	<u>83,256</u>
流動資産					
債権					
売掛金					
1年以内に期限が到来		2,471,106	339,110	2,160,454	296,479
銀行預金、郵便局当座預金口座現金、小切手および手許現金	9	1,414,434	194,103	7,525,854	1,032,773
		<u>3,885,540</u>	<u>533,213</u>	<u>9,686,308</u>	<u>1,329,252</u>
資産合計		<u><u>4,488,836</u></u>	<u><u>616,003</u></u>	<u><u>10,293,001</u></u>	<u><u>1,412,509</u></u>
負債					
資本および準備金					
株式資本	3	500,000	68,615	500,000	68,615
繰越損益	4	770,001	105,667	255	35
当期損益	4	480,102	65,884	769,746	105,632
		<u>1,750,103</u>	<u>240,167</u>	<u>1,270,001</u>	<u>174,282</u>
非劣後負債					
買掛金					
1年以内に期限が到来	7	29,733	4,080	23,000	3,156
関連会社に対する債務					
1年以内に期限が到来	7, 9	2,709,000	371,756	9,000,000	1,235,070
負債合計		<u><u>4,488,836</u></u>	<u><u>616,003</u></u>	<u><u>10,293,001</u></u>	<u><u>1,412,509</u></u>

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

(2) 損益の状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2015年3月31日に終了した年度

(単位:ユーロ)

注記	2015年3月31日に 終了した年度		2014年3月31日に 終了した年度		
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	
費用:					
その他の外部費用	9	10,488,921	1,439,395	9,321,845	1,279,237
金融固定資産に係る評価額調整および 公正価値調整	5	5	1	(18)	(2)
金融流動資産に係る評価額調整および 公正価値調整、譲渡可能有価証券の売却 に係る損失		-	-	3,189	438
利息およびその他の金融費用					
関連会社関連	9	2,045	281	91,495	12,556
その他の利息および類似の金融費用	5	-	-	381	52
当期利益		480,102	65,884	769,746	105,632
費用合計		10,971,073	1,505,560	10,186,638	1,397,912
収益:					
純売上高	1	10,887,607	1,494,106	10,186,562	1,397,902
その他の営業収益		7,633	1,047	-	-
金融固定資産からの収益		961	132	76	10
その他の利息およびその他の金融収益					
関連会社からの収益	9	74,477	10,220	-	-
その他の利息および類似の金融収益	5	395	54	-	-
収益合計		10,971,073	1,505,560	10,186,638	1,397,912

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

財務諸表注記

2015年3月31日現在

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下、「当社」という。)は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの完全子会社である。

ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーは、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登記上の事務所がある持株会社のノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー(以下、「親会社」という。)の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC4R 3ABロンドン、1エンジェル・レーンにて入手可能である。

ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登記上の事務所がある持株会社の野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および運用サービスを提供し、それによって受託および運用報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針

作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書において認識される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

受託および運用報酬

受託および運用報酬は発生主義で計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

3. 株式資本

発行済みで全額払込済みの株式資本は、1株当たり額面10ユーロの登録株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越利益

	(ユーロ)
2013年3月31日現在残高	281
前期利益	11,704,474
宣言された配当	(11,704,500)
2014年3月31日現在残高	255
2014年3月31日現在残高	255
前期利益	769,746
宣言された配当	-
2015年3月31日現在残高	770,001

5. 金融固定資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

- 関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価(ユーロ)	2015年3月31日現在の純資産(ユーロ)
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	1,548,962

- 長期保有目的有価証券およびその他の金融商品

長期保有目的有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2015年3月31日 (ユーロ)
取得原価:	
期首現在	7,074
期中の取得	-
期中の売却	(3,787)
期末現在	3,287
価格調整:	
期首現在	(381)
当期価格調整	(5)
期末現在	(386)
為替の影響	395
期末の正味価値	3,296
期末の市場価値	4,454

6. 租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2018年4月14日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはかかる税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7. 非劣後負債

2015年3月31日現在、非劣後負債は、24,876ユーロの監査費用、2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する2,709,000ユーロの未払報酬、および4,857ユーロのその他の未払金で構成される。提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

2014年3月31日現在、非劣後負債は、23,000ユーロの監査費用、および上記と同一の枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する900万ユーロの未払報酬で構成されていた。

8. 従業員

当社は、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9. 関連当事者間取引

当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（ルクセンブルグで設立された。）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2015年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに開設した当座勘定に係る2,045ユーロ（2014年：0ユーロ）の借入利息を支払った。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

2015年3月31日に終了した年度におけるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの取引による為替差益は74,477ユーロ（2014年：91,495ユーロの為替差損）であった。

さらに、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって当社に対して報酬が請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

10. 運用資産

運用資産は、当社が受益者として保有するものではなく、投資運用責任を有する資産であるため、貸借対照表には含まれていない。2015年3月31日現在における当該資産残高は約50,993百万ユーロ（2014年：43,263百万ユーロ）である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Securities and other financial instruments held as fixed assets	5	3,296	6,693
		<u>603,296</u>	<u>606,693</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		2,471,106	2,160,454
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	9	1,414,434	7,525,854
		<u>3,885,540</u>	<u>9,686,308</u>
TOTAL ASSETS		<u>4,488,836</u>	<u>10,293,001</u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	770,001	255
Profit or loss for the financial year	4	480,102	769,746
		<u>1,750,103</u>	<u>1,270,001</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	7	29,733	23,000
Amounts owed to affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	7, 9	<u>2,709,000</u>	<u>9,000,000</u>
TOTAL LIABILITIES		<u>4,488,836</u>	<u>10,293,001</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note	Year ended March 31, 2015	Year ended March 31, 2014
CHARGES			
Other external charges	9	10,488,921	9,321,845
Value adjustments and fair value adjustments on financial fixed assets	5	5	(18)
Value adjustments and fair value adjustments on financial current assets. Loss on disposal on transferable securities		---	3,189
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings	9	2,045	91,495
other interest and similar financial charges	5	---	381
Profit for the financial year		<u>480,102</u>	<u>769,746</u>
TOTAL CHARGES		<u><u>10,971,073</u></u>	<u><u>10,186,638</u></u>
INCOME			
Net turnover	1	10,887,607	10,186,562
Other operating income		7,633	---
Income from financial fixed assets		961	76
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	9	74,477	---
other interest and similar financial income	5	395	---
TOTAL INCOME		<u><u>10,971,073</u></u>	<u><u>10,186,638</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements

As at March 31, 2015

Note 1 - General

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income is recorded on an accruals basis.

Trustee and Management fees

Trustee and Management fees are recorded on an accruals basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 - Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 - Profit brought forward

Balance as at March 31, 2013	281
Previous year's profit	11,704,474
Dividends declared	(11,704,500)
Balance as at March 31, 2014	255

Balance as at March 31, 2014	255
Previous year's profit	769,746
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2015	770,001

Note 5 - Financial fixed assets

Financial fixed assets consist of :

- Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Net Equity March 31, 2015 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	1,548,962

- Securities and other financial instruments held as fixed assets

Securities held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>March 31, 2015</i>
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	7,074
acquisitions during the year	---
disposals during the year	<u>(3,787)</u>
at the end of the year	<u>3,287</u>
Value adjustments	
at the beginning of the year	(381)
value adjustments for the year	<u>(5)</u>
at the end of the year	<u>(386)</u>
Foreign exchange impact	395
Net value at the end of the year	<u>3,296</u>
Market value at the end of the year	<u>4,454</u>

Note 6 - Taxation

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until April 14, 2018. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 - Non subordinated debts

As at March 31, 2015, they consist of audit fees for an amount of EUR 24,876, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,709,000 following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014 and other payable for an amount of EUR 4,857. The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

As at March 31, 2014, they consisted of audit fees for an amount of EUR 23,000 and fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 9 million following the same framework agreement mentioned above.

Note 8 - Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2015 and March 31, 2014.

Note 9 - Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended 31 March 2015, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,045 (2014: EUR 0). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

Foreign exchange gains on transactions done with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. amount to EUR 74,477 for the year ended March 31, 2015 (2014: losses of EUR 91,495).

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (cf. Note 7 above).

Note 10 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 50,993 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 43,263 million).

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正部分を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(5) 申込手数料

<訂正前>

申込金額の4.32% (税込)

<訂正後>

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の4.32% (税込)
10万口以上30万口未満	申込金額の2.16% (税込)
30万口以上50万口未満	申込金額の1.08% (税込)
50万口以上	申込金額の0.54% (税込)

(1 2) その他

<訂正前>

(前略)

(口) 引受等の概要

販売会社は、管理会社との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成24年6月22日付受益証券販売・買戻契約を締結しています。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(口) 引受等の概要

販売会社は、管理会社との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成24年6月22日付受益証券販売・買戻契約(平成27年8月3日付で締結された受益証券販売・買戻変更契約書(平成27年8月18日付で効力発生)により変更済)を締結しています。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

ノムラ・ファンド・セレクト(以下「トラスト」といいます。)は、ケイマン諸島の法律の下、受託会社と管理会社の間で締結された2012年6月8日付基本信託証書(以下「基本信託証書」といいます。)に基づき設立されました。

(後略)

<訂正後>

ノムラ・ファンド・セレクト(以下「トラスト」といいます。)は、ケイマン諸島の法律の下、受託会社と管理会社の間で締結された2012年6月8日付基本信託証書(2015年6月10日付変更証書により変更済)(以下「基本信託証書」といいます。)に基づき設立されました。

(後略)

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

2012年7月31日	ファンドの運用開始(設定日)
------------	----------------

<訂正後>

(前略)

2012年7月31日	ファンドの運用開始(設定日)
<u>2015年6月10日</u>	<u>基本信託証書の変更証書の締結</u>

(3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	管理会社	2012年6月8日付で信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
マスター・トラスト・カンパニー (Master Trust Company)	受託会社	2012年6月8日付で信託証書を管理会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。

(中略)

野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2012年6月22日付で管理会社との間で代行協会員契約(注5)を締結し、2012年6月22日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注6)を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定しています。
----------	---------------	---

(後略)

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	管理会社	信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
マスター・トラスト・カンパニー (Master Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。

(中略)

野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2012年6月22日付で管理会社との間で代行協会員契約(2015年6月1日付で締結された代行協会員契約の変更契約書(2015年6月22日付で効力発生)により変更済)(注5)を締結し、2012年6月22日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(2015年8月3日付で締結された受益証券販売・買戻変更契約書(2015年8月18日付で効力発生)により変更済)(注6)を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定しています。
----------	---------------	--

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

マルチ・マネージャー・ファンドの受託会社は、マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社として野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社を任命し、共同投資顧問会社として野村アセットマネジメント株式会社を任命しています。

マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、投資顧問業務を提供する一社以上のマネージャー(以下「ファンド・マネージャー」といいます。)を選定し、ファンド・マネージャーが運用する信託財産の配分比率を決定します。選定された各ファンド・マネージャーは、彼らが運用するアカウントに投資顧問業務を提供する上での、経済合理的な注意義務および善管注意義務を、マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社に対して負うものとします。

ファンド・マネージャーの選定にあたっては、独自の定性評価を使用し、高配当株の運用において優れていると思われる運用会社を一社以上選定します。マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、ファンドの投資リスクを監視します。マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、ファンド・マネージャーが運用する信託財産の配分比率の変更、既存のファンド・マネージャーの解任、入替を随時行うことができます。

ファンド・マネージャー	主な担当地域
野村アセットマネジメント株式会社	アジア・太平洋
BlackRock Investment Management, LLC	米州
Schroder Investment Management Limited	欧州
Colonial First State Asset Management (Australia) Limited	アジア・太平洋

(後略)

<訂正後>

(前略)

マルチ・マネージャー・ファンドの受託会社は、マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社として野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社を任命し、共同投資顧問会社として野村アセットマネジメント株式会社を任命しています。

マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、投資顧問業務を提供する一社以上のマネージャー(以下「ファンド・マネージャー」といいます。)を選定し、ファンド・マネージャーが運用する信託財産の配分比率を決定します。選定された各ファンド・マネージャーは、彼らが運用するアカウントに投資顧問業務を提供する上での、経済合理的な注意義務および善管注意義務を、マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社に対して負うものとします。

ファンド・マネージャーの選定にあたっては、独自の定性評価を使用し、高配当株の運用において優れていると思われる運用会社を一社以上選定します。マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、ファンドの投資リスクを監視します。マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、ファンド・マネージャーが運用する信託財産の配分比率の変更、既存のファンド・マネージャーの解任、入替を随時行うことができます。

ファンド・マネージャー	主な担当地域
野村アセットマネジメント株式会社	アジア・太平洋
BlackRock Investment Management, LLC	米州
Schroder Investment Management Limited	欧州
Colonial First State Asset Management (Australia) Limited	アジア・太平洋

(注) 投資顧問会社である野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社は、平成27年10月1日(予定)にリテール運用関連事業を分割し、野村アセットマネジメント株式会社が当該事業を承継します。これに伴い、同日以降は、マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は野村アセットマネジメント株式会社となります。

(後略)

3 投資リスク

参考情報

<訂正前>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て

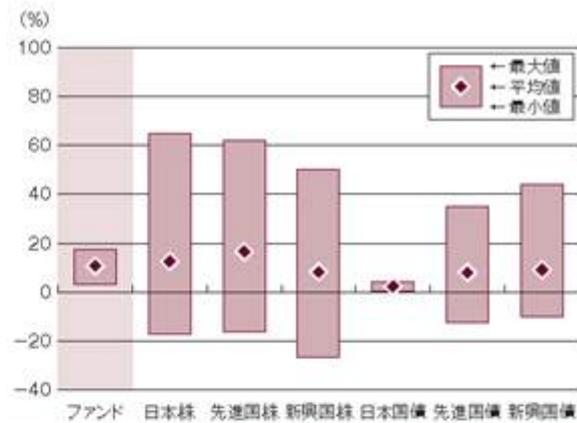


豪ドル建て

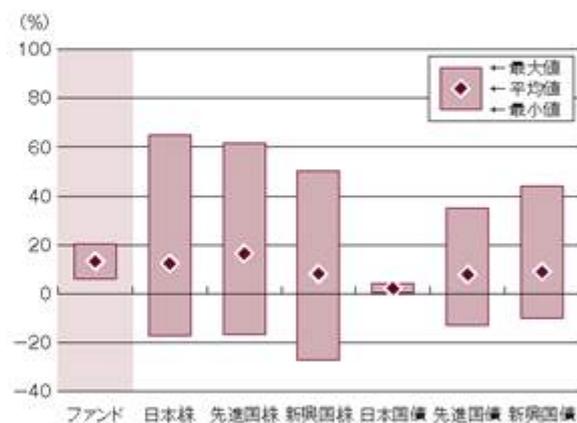


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2012年7月31日に運用を開始したため、年間騰落率は2013年7月～2015年3月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	17.6	65.0	61.8	50.2	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	3.3	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	10.6	12.5	16.5	8.3	2.3	8.0	9.1



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	20.6	65.0	61.8	50.2	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	6.1	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	13.3	12.5	16.5	8.3	2.3	8.0	9.1

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2010年4月～2015年3月の5年間の各月末時点、ファンドについては2013年7月～2015年3月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2010年4月～2015年3月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンドの年間騰落率は2013年7月～2015年3月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

(ご注意)

- 年間騰落率は、ファンドの表示通貨建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグ/ EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)
(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「㈠東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈠東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、㈠東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈠東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびシティ新興国市場国債インデックス(円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

<訂正後>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て

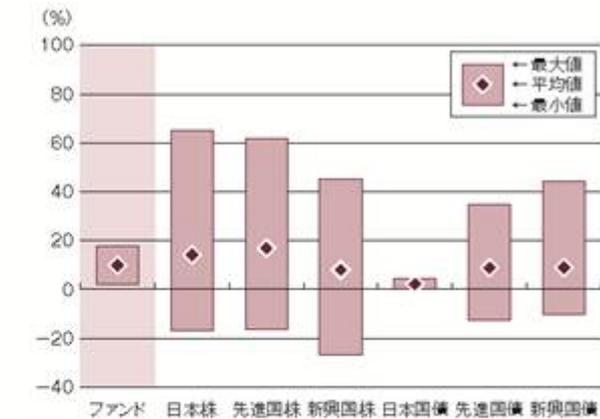


豪ドル建て

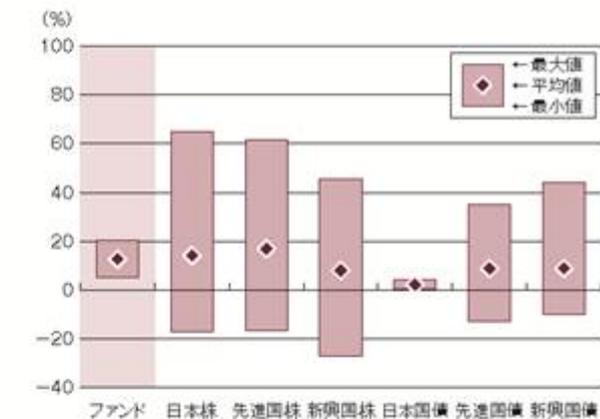


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2012年7月31日に運用を開始したため、年間騰落率は2013年7月～2015年6月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	17.6	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	2.1	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	9.9	14.2	17.0	8.0	2.2	8.9	9.0



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	20.6	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	5.3	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	12.7	14.2	17.0	8.0	2.2	8.9	9.0

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2010年7月～2015年6月の5年間の各月末時点、ファンドについては2013年7月～2015年6月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2010年7月～2015年6月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンドの年間騰落率は2013年7月～2015年6月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

(ご注意)

- 年間騰落率は、ファンドの表示通貨建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグ/ EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「㈩東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈩東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、㈩東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈩東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびシティ新興国市場国債インデックス(円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

<訂正前>

海外における申込手数料

4.00%

日本国内における申込手数料

申込金額の4.32% (消費税を含みます。)

(後略)

<訂正後>

海外における申込手数料

最大4.00%

日本国内における申込手数料

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の4.32% (税込)
10万口以上30万口未満	申込金額の2.16% (税込)
30万口以上50万口未満	申込金額の1.08% (税込)
50万口以上	申込金額の0.54% (税込)

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

(1) 海外における販売手続等

受益証券は、適格投資家に対してファンド営業日において継続的に募集されます。各受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領されたファンド営業日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とします。投資者一人当たりの最低投資口数は、各クラスに関して受益証券100口でこれを超える場合は1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する受益証券の額もしくは口数とします。ただし、受益証券は、整数でのみ発行されます。販売会社に支払われる4.00%（税抜き）の販売手数料が発生します。

（中略）

(2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報、(7) 申込期間」記載の申込期間に販売会社により取扱いが行われます。

その場合、販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。ファンド営業日の午後3時までに申込が行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。販売の単位は、100口以上1口単位です。ファンド証券1口当たりの販売価格は、申込日の翌国内営業日に判明する1口当たり純資産価格です。日本における約定日は販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常、申込日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して5国内営業日目までに、申込金額および申込金額の4.32%（消費税込み）の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

（後略）

<訂正後>

(1) 海外における販売手続等

受益証券は、適格投資家に対してファンド営業日において継続的に募集されます。各受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領されたファンド営業日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とします。投資者一人当たりの最低投資口数は、各クラスに関して受益証券100口でこれを超える場合は1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する受益証券の額もしくは口数とします。ただし、受益証券は、整数でのみ発行されます。販売会社に支払われる最大4.00%（税抜き）の販売手数料が発生します。

（中略）

(2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報、(7) 申込期間」記載の申込期間に販売会社により取扱いが行われます。

その場合、販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。ファンド営業日の午後3時までに申込が行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。販売の単位は、100口以上1口単位です。ファンド証券1口当たりの販売価格は、申込日の翌国内営業日に判明する1口当たり純資産価格です。日本における約定日は販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常、申込日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して5国内営業日目までに、申込金額および以下の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の4.32%（税込）
10万口以上30万口未満	申込金額の2.16%（税込）
30万口以上50万口未満	申込金額の1.08%（税込）
50万口以上	申込金額の0.54%（税込）

（後略）

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
取締役会 御中

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される、添付の財務諸表について監査を行った。

本報告書は、取締役会に対してのみ発行されている。我々の監査業務は、監査報告書において取締役会に対して伝達すべき事項を記載することのみを目的として実施された。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書、又は我々の表明する意見について、貴社および取締役会以外の者に対して責任を負わない。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣には、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任、および不正または誤謬の如何にかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表を作成するために経営陣が必要と判断した内部統制に関する責任がある。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、我々が倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽の記載がないかどうかについて合理的な確信を得るための監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務諸表の金額および開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤謬の如何にかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。監査人は、それらのリスク評価を行う際に貴社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、貴社の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。また監査には、経営陣により採用された会計方針の妥当性、および経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、ならびに財務諸表全体の表示を検討することが含まれている。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のために十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々の意見では、添付の財務諸表は、2015年3月31日現在のグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの財政状態および同日に終了した年度の業績をルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2015年7月8日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Board of Directors

Global Funds Trust Company

We have audited the accompanying financial statements of Global Funds Trust Company (the "Company") which comprise the balance sheet as at March 31, 2015, and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Funds Trust Company as at March 31, 2015, and the results of its operations for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Ernst & Young Ltd.

July 8, 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。